経済産業省

20190813貿局第2号経済産業省貿易経済協力局

「輸入割当証明書の記載要領について」(平成7年12月22日付け7貿局第611 号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年8月30日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「輸入割当証明書の記載要領について」の一部改正について

「輸入割当証明書の記載要領について」(平成7年12月22日付け7貿局第611 号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、公布の日から施行する。 「輸入割当証明書の記載要領について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○輸入割当証明書の記載要領について(平成7年12月22日付け7貿局第611号)

改正後

輸入貿易管理規則の輸入割当申請書の様式に伴う輸入割当証明書の記載事項を 下記のとおり定めます。

なお、昭和39年6月29日付け「輸入割当証明書の記載要領について」は廃 止します。

記

- 1 総 則 (略)
- 2 各 則
- (1) (略)
- (2) 「証明書番号」欄には、次の①~④の項目順に記載するものとし、各項目毎に「-」でつなぐこととする。
 - ①~③ (略)
 - ④ 輸入割当てが行われる年度の一連番号

(3)~(6) (略)

別表第1

		商	묘	名	商	묘	別	符	号
(略)	(略)				(略)				
化学工業薬品	HCFC				ΗС	FC			
	HFC				ΗF	С			
(略)	(略)				(略)	•			

別表第2 (略)

輸入貿易管理規則の輸入割当申請書の様式に伴う輸入割当証明書の記載事項を 下記のとおり定めます。

なお、昭和39年6月29日付け「輸入割当証明書の記載要領について」は廃 止します。

記

- 1 総 則 (略)
- 2 各 則
 - (1) (略)
 - (2) 「証明書番号」欄には、次の①~④の項目順に記載するものとし、各項目毎に「-」でつなぐこととする。
 - ①~③ (略)
 - ④ 輸入割当てが行われる年度の一連番号

(3)~(6) (略)

別表第1

777777	商 品 名	商品別符号
(略)	(略)	(略)
化学工業薬品	CFC	CFC
	HCFC	HCFC
	臭化メチル	MB
(略)	(略)	(略)

別表第2 (略)